

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	政策調整部情報システム課
委託業務名	共通基盤システム及び住基系業務システム運用保守業務委託
委託業務場所	大津市御陵町3番1号
概要	大津市情報システム最適化事業で導入した「共通基盤システム・セキュリティインフラ・住基系業務システム」のシステム運用ならびにハードウェア・ソフトウェア・パッケージシステムの保守業務
契約期間	令和 2年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
契約年月日	令和 2年 4月 1日
契約金額	106,746,662 円
契約の相手方	〔所在地〕 大津市中央二丁目2番6号 〔名称〕 富士通株式会社 滋賀支店 支店長 濱田 晋二
契約相手方の選定理由	当該業者は「大津市情報システム最適化に係る共通基盤・セキュリティインフラ・住基系業務システム構築業務」で導入されたパッケージシステム開発元業者であり、本システムの保守について当該業者以外が行なうことができない。
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項 <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。